

指定項目についての「総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」を定める環境省告示

別表第一

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位=リットルにつき)			備考
		(1)	(2)	(3)	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	三〇	八五	三〇	平成八年九月一日以後に特定施設を設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(以下、平成八年九月一日前の特定施設に係る量)と、第三欄(3)及び(4)の値はそれぞれ三〇、四〇とする。
一四	水産食料品製造業(整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	四〇	六〇	四〇	
一三	冷凍水産食品製造業	四〇	五〇	五〇	
一二	冷凍水産物製造業	三〇	五〇	三〇	
一一	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	三〇	四〇	三〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	三〇	四〇	三〇	
九	寒天製造業	八〇	二二〇	四〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	四〇	五〇	四〇	
七	畜産食料品製造業(前二項に掲げるものを除く。)	四〇	六〇	四〇	
六	乳製品製造業	三〇	五〇	三〇	
五	肉製品製造業	四〇	五〇	四〇	
四	非金属鉱業	二〇	三〇	二〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	七〇	六〇	
二	畜産農業	七〇	一一〇	七〇	
一	農産農業	七〇	八〇	六〇	

一六	野菜漬物製造業	四〇	八〇	四〇	六〇	三〇	四〇
一七	味辛製造業	七〇	八〇	七〇	八〇	三〇	五〇
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	七〇	八〇	七〇	八〇	四〇	五〇
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇
二〇	ソース製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇
二一	食酢製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇
二二	砂糖精製業	四〇	八〇	四〇	六〇	三〇	四〇
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	九〇	五〇	六〇	三〇	四〇
二四	小麦粉製造業	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇
二五	パン製造業	三〇	五〇	三〇	四〇	三〇	四〇
二六	生菓子製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇
二七	ビスケット類・干菓子製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇
二八	米菓製造業	四〇	六〇	四〇	六〇	四〇	五〇
二九	パン・菓子製造業(整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇
三〇	植物油製造業	四〇	六〇	四〇	五〇	三〇	四〇
三一	動物油脂製造業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇
三二	食用油脂加工業	四〇	五〇	四〇	五〇	三〇	四〇
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	五〇	六〇	五〇	六〇	四〇	五〇
三四	穀類でんぷん製造業	五〇	六〇	五〇	六〇	四〇	五〇
三五	めん類製造業	三〇	七〇	三〇	四〇	三〇	四〇
三七	豆腐・油揚製造業	三〇	六〇	三〇	四〇	三〇	四〇
三八	あん類製造業	六〇	七〇	六〇	七〇	四〇	五〇
三九	冷凍調理食品製造業	三〇	五〇	二〇	三〇	三〇	四〇

二二四	ごみ処理業	三〇	七〇	三〇	四〇	三〇	四〇	の処理するもの の(1)及び(2)の 並びに(3)の 値とする。
二二五	廃油処理業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二二六	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるもの を除く。)	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二二七	死亡獣畜取扱業	四〇	五〇	四〇	五〇	四〇	五〇	
二二八	と畜場	四〇	六〇	四〇	六〇	四〇	五〇	
二二九	中央卸売市場	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二三〇	地方卸売市場	二〇	四〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二三一	試験研究機関(規則 第一条の二各号 に掲げるものをい う。)	二〇	五〇	二〇	三〇	二〇	三〇	
二三二	整理番号二の項か ら前項までに分類 されないもの	一〇	二〇	一〇	九〇	一〇	九〇	

(別表 2 略)

N (窒素含有量)

○環境省告示第百三十五号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総務省令第二号)第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三年十二月環境省告示第七十五号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_n 、 C_{n0} 及び C_{ni} の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日

環境大臣 若林 正俊

窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲
 一 この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用する用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という)第一条の六第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号、以下「令」という)別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第百七十一号)別表第二号ハに掲げる水域(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るもの(以下「大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のもの」という)であつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の六第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する区域内に設置されるものであって大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るもの(以下「大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のもの」という)であつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとの C_n 及び C_{n0} の値に係るもの(以下「別表第二の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下」という)にあってはそれぞれ第三欄(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内において C_n 、 C_{n0} 及び C_{ni} の値を定めることが適当でない認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場に

別表第一

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量 (単位：リットルにつき)				備考
		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	
二	畜産農業	六〇	二〇〇	六〇	七〇	
三	天然ガス鉱業	六〇	一五〇	六〇	七〇	
四	非金属鉱業	一〇	一五	一〇	一五	
五	肉製品製造業	二五	五〇	一〇	二五	
六	乳製品製造業	一五	三〇	一〇	一五	
七	畜産食料品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	三〇	四〇	一〇	二〇	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
九	寒天製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一一	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	二五	三五	一〇	二〇	
一二	冷凍水産物製造業	二五	五五	一〇	一五	
一三	冷凍水産食品製造業	三〇	五五	一〇	四〇	
一四	水産食料品製造業 (整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	二五	五〇	一〇	三〇	
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	二〇	三〇	一〇	一五	
一六	野菜漬物製造業	一五	二五	一〇	一五	
一七	味噌製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	二〇	一〇	三五	
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	

二〇	ソー스製造業	二〇	三〇	一〇	一五
二一	食酢製造業	二〇	三〇	一〇	一五
二二	砂糖精製業	一五	二五	一〇	一五
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	一五	三〇	一〇	一五
二四	小麦粉製造業	二〇	三〇	一〇	一五
二五	パン製造業	一五	二五	一〇	一五
二六	生菓子製造業	一五	二五	一〇	一五
二七	ビスケット類・干菓子製造業	一五	三〇	一〇	一五
二八	米菓製造業	一五	三〇	一〇	一五
二九	パン・菓子製造業 (整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。)	一五	三〇	一〇	一五
三〇	植物油脂製造業	一〇	二〇	一〇	一五
三一	動物油脂製造業	二〇	三〇	一〇	一五
三二	食用油脂加工業	一五	二五	一〇	一五
三三	ふくらし粉・イースト・その他の酵母製造業	二〇	三〇	一〇	二〇
三四	穀類でんぷん製造業	一五	三〇	一〇	一五
三五	めん類製造業	一五	三〇	一〇	二〇
三六	豆腐・油揚げ製造業	二〇	四〇	一〇	二五
三七	あん類製造業	一五	二五	一〇	一五
三八	冷凍調理食品製造業	二〇	三五	一〇	二〇
三九	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	二〇	三〇	一〇	一五
四〇	清涼飲料製造業	一五	三〇	一〇	一五
四一	果実酒製造業	一五	二五	一〇	二〇
四二	ビール製造業	一五	二五	一〇	一五
四三					

六〇	五九	五八	五七	五五	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四
織維工業で繊維物 加工染色整理工程 付帯(含む)に係るもの	織維工業で繊維物 加工染色整理工程 付帯(含む)に係るもの (前項に掲げるもの を除く)	織維工業で毛織物 機械染色整理工程 (漂白、シール、精練 加工その他の染色工 程を含む)に係るもの	織維工業で麻製織 工程に係るもの	織維工業(整理番 号五一の項に掲げ るもの及び繊維製 品の織維製品に 係るもの)を除く 以下(同じ)で整毛 工程に係るもの	生糸製造業(副蚕 糸精練業を含む)	たばこ製造業	有機質肥料製造業	洋体飼料製造業	配合飼料製造業	インスタントコー ヒー製造業	蒸留酒・混成酒製 造業	清酒製造業
一〇	一〇	一〇	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一五	二〇	一五	一〇
二〇	二〇	二〇	二五	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二五	三〇	二五	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	一五	一五	一五	二〇	一五	二〇	二〇	一五	一五	一五	二〇
	○の(付)あ 八は及びつ 〇、(回)は 五、それび 五、(二)に とす六(回)に											

七七	七六	七五	七一	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一
紙製業で繊維物 加工染色整理工程 付帯(含む)に係るもの	紙製業で繊維物 加工染色整理工程 付帯(含む)に係るもの (前項に掲げるもの を除く)											
一〇	一〇	二〇	一〇	二〇	一五	二〇	二〇	一五	二〇	二〇	一〇	一五
一五	一五	三〇	一五	三〇	二五	三〇	三〇	二五	三〇	三〇	三〇	二五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	二〇	二五	二〇	一五	一五	一五	二〇	二〇	二〇	一五

一七三	一七二	一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六	一六五	一六四	一六三	一六二	一六一	一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六
高炉による製鉄業	うわ薬製造業	鉱物・土石粉砕等 処理業	碎石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造 業(前二項に掲げ るものを除く。)	コンクリート製品 製造業	生コンクリート製 造業	ガラス・同製品製 造業(整理番号一 五六の項から前項 までに掲げるもの を除く。)	ガラス繊維・同製 品製造業(前項に 掲げるものを除 く。)	ガラス繊維(長織 品に限る)・同製 品製造業	卓上用・ちゅう房 用ガラス器具製造 業	理化学用・医療用 ガラス器具製造業	ガラス容器製造業	ガラス製加工素材 製造業	板ガラス加工業	板ガラス製造業
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二五	一五	一五	二〇	一五	一五	二五	三〇	二五	一五	一五	一五	二〇	二〇	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	二〇	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	二〇	一五
<p>(一)</p> <p>〇五 三程に於ては、製造工程の順序を、四九に 〇〇 二欄に於ては、製造工程の順序を、四九に 〇〇 一欄に於ては、製造工程の順序を、四九に 〇五 二欄に於ては、製造工程の順序を、四九に</p>																

一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	一七六	一七五
伸鉄業	鋼管製造業	冷間ロール成形 鋼製造業	冷間圧延業(整理 番号一八二の項及 掲げるものを除 く。)	熱間圧延業(整理 番号一八二の項及 掲げるものを除 く。)	製鋼・製鋼圧延業 (転炉・単独電気 炉を含む)又は電 気炉によるものを 含む。)	高炉による製 鉄業(前項に掲げ るものを除く。)	フェニロアロイ製造 業
一〇	一五	一〇	一〇	一五	一五	一〇	一五
一五	二五	一五	一五	二五	二五	一五	二五
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
<p>(二)</p> <p>〇五 三程に於ては、製造工程の順序を、四九に 〇〇 二欄に於ては、製造工程の順序を、四九に 〇〇 一欄に於ては、製造工程の順序を、四九に 〇五 二欄に於ては、製造工程の順序を、四九に</p>							

二二六	産業廃棄物処理業 (前項に掲げるものを除く)	二〇	五〇	一〇	四〇
二二七	死亡獣畜取扱業	二五	三五	一五	二五
二二八	と畜場	二五	六〇	一五	二五
二二九	中央卸売市場	二〇	三〇	一五	二五
二三〇	地方卸売市場	二〇	三〇	一五	二五
二三一	試験研究機関(規則第一条の二各号に掲げるものをいふ)	二〇	三五	一〇	二五
二三二	整理番号二の項から前項までに分類されないもの	一〇	六〇	一〇	五〇

(別表 2 略)

P (りん含有量)

○環境省告示第百三十六号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年通商産業省令第二号)第一条の七第三項の規定に基づき、

りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲(平成十三年十二月環境省告示第七十六号)は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の

設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCp、Cpo及びCpiの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。
平成十八年十月十三日 環境大臣 若林 正俊

りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲
この告示で使用用語は、水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)で使用用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則(以下「規則」という)第一条の七第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号、以下「令」という)別表第二号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令(平成五年政令第百七十一号)別表第二号八に掲げる水域(以下「大阪湾」という)及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものにあつては大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。この場合において、工場又は事業場に排出する汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の七第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあつては別表第一、令別表第二第三号に掲げる区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、Cp及びCpoの値に係るものにあつては別表第三欄(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、Cpiの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(ロ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に排出する汚水又は廃液を処理する事業場に属する場合であつて、当該工場又は事業場に属する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内においてCp、Cpo及びCpiの値を定めることが適当でないと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は事業場及び当該事業場につきCp、Cpo及びCpiの値を別に定めるときは、この限りではない。

別表第一

整理番号	業種その他の区分	りん含有量(単位=リットルにつき)				備考
		(1)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
二	畜産農業	八	四〇	八	九	
三	天然ガス鉱業	一	一・五	一	一・五	
四	非金属鉱業	一	二	一	一・五	
五	肉製品製造業	四	一六	一	六	
六	乳製品製造業	五	八・五	一	三・五	
七	畜産食品製造業 (前二項に掲げるものを除く)	五・五	一一	一	五・五	
八	水産缶詰・瓶詰製造業	三	四	一	一・五	

二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九
米菓製造業	菓子製造業 ビスケット類・干菓子製造業	生菓子製造業	パン製造業	小麦粉製造業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	砂糖精製業	食酢製造業	ソース製造業	うま味調味料製造業	しょう油・食用アミノ酸製造業	味そ製造業	野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	水産食料品製造業 (整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	冷凍水産食品製造業	冷凍水産物製造業	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	魚肉(ハム・ソーセージ)製造業	寒天製造業
三	三	三	二	三	三	一・五	三	三	一・五	四	四	二・五	三	三	四	三	三	三	三
七・五	四	七・五	六	七・五	六	五	四・五	六	八	八	七・五	六・五	七・五	八	八	八	七・五	六・五	五・五
一・五	一	一	一	一・五	一・五	一	一・五	一	一	一・五	一・五	一	一	一・五	一	一・五	一	一・五	一・五
四・五	一・五	四	二・五	二・五	三	二	三	二・五	一・五	三	四・五	三	三	四	六	五・五	三・五	三	二・五

五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九
糸糖練業を含む)	たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	配合飼料製造業	ヒンスタントコーヒン製造業	蒸留酒・混成酒製造業	清酒製造業	ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	冷凍調理食品製造業	あん類製造業	豆腐・油揚製造業	めん類製造業	穀類でんぷん製造業	母剤製造業	ふくらし粉・イースト・その他の酵母製造業	食用油脂加工業	動物油脂製造業	植物油脂製造業	パン・菓子製造業 (整理番号二五の項から前項までに掲げるものを除く。)
二	二	一・五	二	二	二・五	二	一・五	三	一・五	二・五	二・五	四	三・五	四	三	三	二	二・五	二	二・五	二・五	三
六	三	三・五	三・五	三・五	三・五	四	四	四	二・五	五・五	七・五	八・五	二・二	七・五	六・五	六・五	三	三・五	六	六	六	六
一	一	一	一	一	一	一	一	一・五	一	一	一	一	一	一	一・五	一	一	一	一	一	一	一・五
四	一・五	一・五	二	二	三	一・五	一・五	二・五	二・五	二	四・五	四・五	四	四・五	二・五	三	一・五	二	四・五	二	二	三
																						米糠を原料として使用するものは、第三欄(イ)及び(ロ)の値は、四(イ)及び八とび

